

令和7年6月18日改定

介護予防・日常生活支援総合事業
浜玉荘ホームヘルプサービス重要事項説明書

当事業所は利用者に対して介護予防・日常生活支援総合事業における訪問介護相当サービス及び事業対象サービス(以下、「訪問型サービス」という。)を提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

1. 事業者

事業所の名称	社会福祉法人 唐津福祉会
事業所所在地	佐賀県唐津市千代田町2566番地11
法人の種別	社会福祉法人
事業所代表者氏名	理事長 渡邊 尚
電話番号	0955-53-8822
FAX番号	0955-53-8833

2. 利用施設

施設の名称	浜玉荘指定訪問介護
施設の所在地	佐賀県唐津市浜玉町東山田2399番地
施設長名	施設長 栗原 達也
電話番号	0955-56-8711 / 0955-70-5770 フリーダイヤル 0120-416588
FAX	0955-56-8779

3. 御利用施設で併せて実施する事業

事業の種類		佐賀県知事の事業所指定		利用定員
		指定年月日	指定番号	
施設	特別養護老人ホーム	26年4月1日	第4170201315号	52人
	〃ユニット型	12年4月1日	第4171400049号	30人
居宅	訪問介護	12年1月31日	第4171400049号	18人
	短期入所生活介護	12年1月31日	第4171400049号	
	介護予防短期入所生活介護	18年4月1日		
	通所介護	12年1月31日	第4171400049号	40人(相当サービス15名含む)
日常生活支援総合事業	通所A型サービス	29年4月1日	第4171400049号	15人
	相当サービス	27年4月1日	第4171400049号	
	相当訪問型サービス	27年4月1日	第4171400049号	
居宅介護支援事業		11年8月13日	第4171400049号	

4.事業の目的及び運営方針

利用者等に対して、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び地域における自立した日常生活の支援を実施することにより、一人ひとりの生きがいや自己実現のための取り組みを支援し、活動的で生きがいのある生活や人生を送ることが出来るように支援することを目的とする。

5.職員配置

当事業所では、利用者に対して指定訪問介護及び訪問型サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

(1) 主な職員の配置状況

- ① 管理者 1人(施設長と兼務)
- ② サービス提供責任者 1人以上((訪問介護員と兼務)
- ③ 訪問介護員 2.5人以上

※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

6.営業日及び営業時間

営業日	毎日(年中無休)
営業時間	早朝 06:00～08:00まで 昼間 08:00～18:00まで 夜間 18:00～22:00まで 深夜 22:00～翌日06:00まで

7.サービスの提供方法及び内容は介護サービス提供計画に基づいて行います。

介護サービスの提供	訪問型サービスの提供に際しては、あらかじめ、唐津市地域包括支援センター等が作成した介護予防マネジメントに沿ってサービスを提供します。
サービスの内容	利用者の居宅を訪問し、訪問サービス計画に沿って次のサービスを提供します。 1. 身体の介護に関すること。 入浴介護、排泄介助、食事介助、身体の清拭、洗髪、衣類の脱着の介護、通院等の介助その他必要な身体介護、 2. 家事に関すること。 調理、衣類の洗濯・補修、住居等の掃除、整理整頓、生活必需品の買物、その他必要な家事 3. 相談、助言に関すること。 生活、身上、介護に関する相談・助言、住宅改良に関する相談・助言、その他必要な相談・助言
問い合わせ又は利用申し込み方法	訪問型サービスの提供に関する問い合わせ又は利用申込は、電話、文書及び事業所への来所により受け付けます。

8.利用料及びその他の費用

(1) 法定給付

区 分	利 用 料
法定代理受領の場合	別表1の料金表(唐津市の定める額) は通常時間帯(午前8時から午後6時)での利用料金になり、それぞれのサービスの利用料金は介護保険負担割合証記載の割合額(自己負担額)をお支払いください。
法定代理受領でない場合	唐津市の定める額を超えてサービスを利用される場合は、サービス料金の全額が利用者の負担となります。

9. 常の事業の実施区域

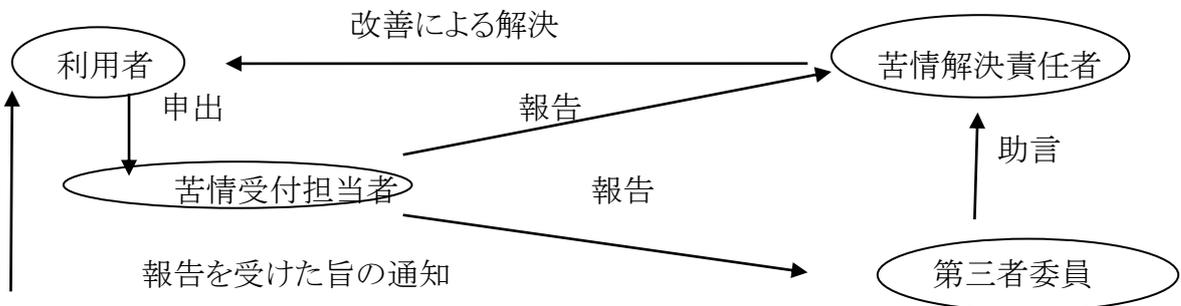
事業の実施区域	唐津市
---------	-----

10. 苦情申立先

(1) 当事業所における苦情受付

当施設ご利用相談室	窓口担当者 内山 美和子 ご利用時間 毎 日 09:00～18:00 ご利用方法 電 話 0120-416588 面 接 相談室 苦情箱 施設内に設置
-----------	---

※利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要



(2) 行政機関その他苦情受付機関

唐津市役所 健康づくり部 介護保険課 指定・指導係	所在地 唐津市西城内1番1号 電話番号 0955-70-0102
佐賀県国民健康保険団体連合会 情報・介護課	所在地 佐賀市呉服元町7番28号 電話番号 0952-26-1477
佐賀県福祉サービス運営適正化委員会	所在地 佐賀市天神一丁目4番15号 電話番号 0952-23-2151
佐賀県 健康福祉部長寿社会課	所在地 佐賀市城内1丁目1番59号 電話番号 0952-25-7054

・受理した苦情については、唐津福祉会苦情対応規程に基づき、公正かつ円滑に解決するように努めます。

11. 具体的取扱い方針

サービスの提供	<ul style="list-style-type: none"> 正当な理由なく訪問型サービスの提供の拒否はしません。ただし、通常の事業の実施地域等を勘案し、利用者に対して自ら適正な訪問型サービスを提供することが困難な場合は、他の訪問介護事業者を紹介します。 利用者の日常生活全般の状況を踏まえて、訪問型サービスの目標を立て、その目標を達成するための具体的なサービス内容等の訪問型サービス計画を作成します。なお、必要に応じて訪問型サービス計画の変更をすることがあります。
受給資格証の確認	<ul style="list-style-type: none"> 訪問型サービスの提供を開始する際に、被保険者資格、要支援認定等の有無及び有効期間等の受給資格証の確認をさせていただきます。 被保険者証に意見が記載されているときは、それを配慮して訪問型サービスを提供します。 要支援認定を受けておられない利用者については、本人の意向を踏まえて介護申請に必要な援助を行います。
居宅介護支援事業者との連携	<ul style="list-style-type: none"> 訪問型サービスが円滑に提供できるよう、唐津市地域包括支援センター等、その他保険医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。
保険給付の請求のため	<ul style="list-style-type: none"> 法定代理受領サービスに該当しない訪問型サービスに係る利用料を請求した場合は、提供したサービスの内容、費用の額等を記載したサービス提供証明書を交付します。

12. 虐待防止

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者及び担当者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	職名 施設長	氏名 栗原 達也
虐待防止に関する責任者	職名 サービス提供責任者	氏名 内山 美和子

(2) 成年後見制度の利用を支援します。

(3) 苦情解決体制を整備しています。

(4) 訪問介護員等に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

(5) サービス提供中に、当該事業所訪問介護員等又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

13. 秘密保持

業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密は守ります。

(1) 訪問介護利用にあたり医療上の必要がある場合には、医療機関等に利用者に関する心身等の状況を提供できるものとします。訪問介護の適切な介護を提供するにあたり関係機関に対しては、利用者・家族等の必要な個人情報を用いることができるものとします。

(2) 肖像権使用の同意書

施設のホームページ・パンフレット・施設内研修・掲示物・広報誌などにおいて、利用者・

家族等の映像・写真を使用させていただく場合がございます。

同意する 同意しない

14. 事故発生時の対応

利用者に対して、居宅介護支援を提供したことにより損害賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。ただし、利用者の過失による事故の場合は損害賠償は行いません。

15. その他

サービスの第三者の評価の実施状況について実施していません。